

議案第78号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月20日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 12 令和6年1月1日から令和6年1月31日までの間に限り、特別職の給料月額については、第2条の2の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長及び副町長はその額の100分の30に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

説 明

めむろ新嵐山株式会社が経営破綻に至った結果責任として、町長及び副町長の給料月額を1か月間減額しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～11 一略一</p> <p><u>12 令和6年1月1日から令和6年1月31日までの間に限り、特別職の給料月額については、第2条の2の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長及び副町長はその額の100分の30に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1～11 一略一</p>